

オバマ政権、特許改革法案に関する書簡を上院司法委員会に提出
—オバマ政権が同法案に対する初の意見表明、レーヒ上院司法委員長は、
年内に上院本会議で議論すべく作業を進める声明を発表—

2009年10月7日
JETRO NY 中楨、横田

ロック商務長官は5日、レーヒ上院司法委員長(民、バーモント)及びセッションズ上院司法委ランキング委員(共、アラバマ)宛てに、特許改革法案・上院案(S515)¹に関する書簡を提出した²。今回の書簡は、特許改革法案に対してオバマ政権がその立場を明確に示した初の公式見解となる。また、翌6日には、カッポス米国特許商標庁(USPTO)長官が同書簡の内容(特許改革法案に対するオバマ政権の立場)を説明するプレスカンファレンスを実施した³。

同書簡では、当該法案(S515)には、特許改革に不可欠な要素が含まれており支持するとしているが、追加の修正条件付であるともしている(supports the bill with additional recommendations)。また、法案の各項目について政権としての意見を明示し、さらなる修正のために議会と協力したいとしている。

また、レーヒ上院司法委員長は、ロック商務長官からの書簡を受けた同日、ただちに声明を発表⁴。同声明において、レーヒ上院司法委員長は、「オバマ政権の特許改革法案支持の書簡は、早急な法案成立の必要性をより強固(reinforce)にするもの。合意成立に向けて多くの議員や政権とも活動しており、特にロック商務長官とカッポス長官に感謝する。今回の政権の支持表明を受け、本年末までには上院本会議で議論できるよう一ド多数党院内総務(民、ネバダ)と共に準備を進めていく」としている。

同書簡における政権のスタンスの概要は以下のとおり。

OUSPTO の料金設定権限

コストをより正確に反映するために USPTO に料金設定権限を与える現行法案は支持するものの、さらに、運営コストの補填や審査の質向上のために臨機応変に所要の料金調整ができるよう、限定的かつ暫定的な料金調整(limited interim fee adjustment)の自由裁量(with the discretion)を USPTO 長官に与えるべきであるとしている。

¹ <http://thomas.loc.gov/cgi-bin/bdquery/z?d111:s515>;

² <http://judiciary.senate.gov/resources/documents/111thCongress/upload/100509LockeToLeahySessions.pdf>

³ http://www.uspto.gov/web/offices/com/speeches/commsec_irl_2009oct06.htm なお、当該会見の議事録等が USPTO より公開されるか否かは不明であるが、現時点では公開されていない。

⁴ <http://leahy.senate.gov/press/200910/100509a.html>

○USPTOの規則制定権限

現行特許法では、USPTO長官の規則制定権限が制限され、規則制定による必要な改革ができないため、USPTO長官に実質的な規則制定権限(substantive rulemaking authority)を与え、特許規則と特許手続きの管理・運営に、より柔軟性を持たせるようにすべきであるとしている。

○特許付与後異議申立制度の導入等

付与後異議申立制度は特許の質を向上させ、不要な訴訟を避け、多大なコスト削減につながるものであり、同制度の段階的な導入、及び当事者系再審査の段階的修正を支持するとしつつも、USPTOのコストの増大につながるものであるため、それに対処する柔軟な料金設定を可能にする必要があるとしている。

○先願主義の導入

先願主義への移行を支持するとし、移行にあたり先行技術文献(prior art)の範囲や適用、グレースピリオドに係る規定を整備し、全ての利害関係者が適切・公平に扱われるよう議会と協力したいとしている。

○サーチ及び審査

サーチ及び審査義務に係る規定(連邦政府の職員である米国市民によって米国内でなされなければならない)については、USPTOが進めている他庁とのワークシェアリングや第三者によるレビュー、特許関連サービスを行う業者に悪影響が出る恐れがあり、反対との立場を示している。

○損害賠償額算定

損害賠償の合理的実施料相当額の算定にあたって、宝くじ的損害賠償額(lottery-atmosphere awards)を防ぐために算定法を法律に明文化しようとするアプローチは理解するが、いわゆるゲートキーパー(gatekeeper、門番)⁵アプローチによる妥協案は、イノベーションコミュニティの全てのメンバーの懸念をバランスさせるものと確信しており、当該妥協案を支持するとしている。

○故意侵害等

故意侵害に係る規定には賛成するものの、公平で強化された賠償額基準とするために条文上の文言の明確化(文言修正)を議会と行いたいとしている。

○その他

その他の条項については、原則支持。ただし条文の文言上の懸念は残っており、修正に向けて協力したいとしている。

⁵ 裁判官が陪審に対して算定方法に係る適切な法的基準や関連ある事実論点を特定するべき役割。

特許改革法案は、4月2日に上院司法委員会を通過する⁶など一定のモメンタムを維持していた夏期休会前とは一転し、休会後の米国議会では、オバマ政権の当面の最優先課題であるヘルスケア改革法案の審議難航等の影響を受け、新たな進展が見込めない状況が続いていたところであるが、USPTOの幹部体制も整い、ここにきて年内の上院本会議における審議に向けて動き出しそうな状況となり、今後の動向が注目される。

(了)

⁶ [090402【米国 IP 情報】特許改革法案\(S515\)、上院司法委員会を通過](#) 参照